

第6章 安保法制とPKO —カンボジアPKOの事例研究—

村上 友章

はじめに

2015年9月に成立した平和安全保障法制関連2法（新安保法制）の国会審議の過程では集団的自衛権の問題に議論が集中した。だが、新安保法制成立後は、同法の最初の適用例（改正PKO協力法の「駆けつけ警護」）が国連南スーダン派遣団（UNMISS）に派遣された自衛隊だったこと、そして南スーダン情勢が極めて悪化していることから、PKO協力法に注目が集まっている。その結果、有識者やジャーナリスト等による同法の問題点を分析したレポートも多数発表されている¹。

そこで本報告は、あえてPKO協力法成立後に初めて自衛隊が国際平和協力活動に従事したカンボジアPKO（国連カンボジア暫定統治機構＝UNTAC）に注目する。日本政府が、改正PKO協力法の眼目たる「駆けつけ警護」（第3条第5号ラ）・「安全確保業務」（第3条第5号ト）にて想定された活動の重要性に気づき、PKO協力法の拡大解釈にて、一部実行したミッションこそ、カンボジアPKOだったからである²。25年来の課題は改正PKO協力法にて、どこまで克服されたのか。本報告は、カンボジアPKOにて自衛隊が直面した主要問題点を抽出し、改正PKO協力法を適用したシミュレーションを行う。

1. 新安保法制とPKO協力法

（1）日本型PKOモデルの強化

新安保法制の中でもPKO協力法改正の評価は意外に難しい。国際的文脈からすれば、PKO協力法は、現代PKOの潮流に即応できていないと批判することも可能である。今やPKOの大半は、文民保護を主眼とする国連決議のマンデートに違反した紛争当事者に対して厳正に憲章7章に基づく強い措置で臨む「強化されたPKO」である。だが、改正PKO協力法は、憲法解釈を一部変更した集団的自衛権にまつわる諸問題とは異なり、従来の憲法解釈を前提にしており、「強化されたPKO」による武力行使への参加は想定していない。しかも、PKOに認められるという二つの伝統的な自衛原則—要員防護（Aタイプ）と任務遂行に対する妨害排除（Bタイプ）—との関連においても問題が残されている。改正PKO協力法にて可能となった「任務遂行」型の武器使用とは、あくまでも自衛隊法上の国内法的枠組みにおける概念であり、上述のPKO自衛原則（Bタイプ）とは似て非なる概念である³。それ故、改正PKO法が定める武器使用は自ずと、伝統的なPKOの武力行使に比べても未だ制約がある。

しかし、そもそも126カ国に及ぶPKO部隊提供国（2017年1月現在）は適材適所に要員を派遣しており、その参加形態も実に多様である。したがって改正PKO協力法の評価も、まずは、日本の目指すPKO参加形態を判断基準とするべきであろう。それは必ずしも自明ではないが、従来からの自衛隊施設部隊を中心としたPKO工兵部門への種々の貢献は、現段階での日本型PKOモデルの到達点といえる。それは国内的に強い支持を得る一方で、国際的にも、特殊日本的な活動としてではなく、PKO工兵部隊による平和構築（「エンジニアリング・ピース」）という普遍性を纏った活動として、評価されつつある⁴。

こうした施設部隊による民生支援中心の活動を日本型PKOモデルとすれば、改正PKO協力法からは、それを維持・強化せんとする日本政府の意志が確かめられる。具体的には、立法・行政・司法事務に関する助言・指導、国防組織設立・再建に関する助言・指導・教育訓練（PKO協力法第三条第五号ヌ〜ヲ）等の業務が可能となった。「駆けつけ警護」に比べて注目されていない、これら治安部門改革（SSR）活動を可能とする一連の規定は、上述の日本型PKOモデルを再確認し、質的に拡充する重要な根拠といえる⁵。

改正PKO協力法にて注目された「安全確保業務」・「駆けつけ警護」も、こうした日本型PKOモデルを強化するものだと理解すれば、一定の評価は可能である。「駆けつけ警護」により、PKO等の「活動関係者」の「生命及び身体の保護」を「緊急の要請に対応して行う」ことができるようになった。また、「安全確保業務」により、「防護を必要とする住民」等の「生命、身体及び財産に対する危害の防止」や特定区域内の「保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」を行えるようになった。これらの業務はNGO等文民セクターとの関係を深めている日本型PKOモデルを補完するものといえる⁶。

（2）武器使用基準に関する問題

このように「駆けつけ警護」・「安全確保業務」の追加は、従来の日本型PKOモデルの性格に大きな変容を迫るのではなく、その枠組みを強化するものである。だが、その点を踏まえても、この2つの業務にはいくつかの課題が残されている。第一に、その限定的な武器使用基準である。これらの業務に関しては、改正PKO協力法にて、従来の「自己保存のための自然権的権利」を越えた「任務遂行型」の武器使用が認められた。だがそこには憲法9条の禁ずる武力行使に至らぬために3つの制約が設けられている。

- ①紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されており、国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこない。
- ②武器の使用は厳格な警察比例の原則に基づく。
- ③相手に危害を与える射撃が認められるのは、正当防衛または緊急避難に該当する場
合に限られる。

これらの制約は、「駆けつけ警護」・「安全確保業務」の十分な実施を妨げるか、あるいは、極めて限られたケースにしか適応できないようにする可能性がある。たとえば、かつて自民党（防衛政策検討小委員会）にて検討された「一般法（案）」では、「（非常事態の際には）正当防衛又は緊急避難に該当しない場合も人に危害を与える武器使用を可能とする」（傍点筆者）ことが検討されたことがあった⁷。これに比べて改正PKO協力法の武器使用基準はかなり抑制的である。

第二の課題は、日本と国連の2つの指揮系統に関する問題である⁸。改正PKO協力法の特徴の一つは、武器使用の判断の主体を現地国連指揮官よりも、日本派遣部隊を中心に構想している点にある。たとえば、「駆けつけ警護」は、「（PKO活動関係者の）緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護」（傍点筆者）とされ、そこに現地国連指揮官との関係は見られない。一般的にPKO部隊提供国は本国政府と国連指揮官の二重の指揮系統に属するが、時として自国の免責事項（national caveat）を盾にして、国連指揮官の命令を拒否することも可能である⁹。だが、その一方で、PKO協力法にて日本の主体的な判断が強調され、極めて限定的な武器使用基準を課された自衛隊部隊は、理論上

は、現地国連指揮官の一元的な指揮活動に混乱を生じさせる可能性もある。

2. カンボジア PKO

以上のように、日本型 PKO モデルを強化する意味を持った「駆けつけ警護」・「安全確保業務」であるが、その「武器使用基準」と「指揮系統」に関しては依然として問題を残している。次にこうした問題点を具体的に理解するために、カンボジア PKO のケースを振り返り、そこに残されていた重要課題を2つの事例から検証する。

(1) 【事例①】 UNTAC 軍事部門からの命令を拒否

1992年に成立したPKO協力法案にてまず想定されたのが、ちょうど1991年のパリ和平会議にて設立が決定したカンボジアPKOへの参加であった。日本政府はカンボジアPKOに対して、PKO協力法に基づき、文民警察官(75人)、自衛隊・停戦監視員(のべ16人)、自衛隊・施設部隊(のべ1200人)、選挙要員(41人)を派遣した¹⁰。同時に日本政府は、ODAの拠出を梃にした活発な和平工作を国連安保理内外で展開していた。こうした観点から要員派遣は「カンボジア和平とカンボジアの国造りに対する日本の対応に、信頼性と迫力を与えるもの」とも位置付けられていた。実際にも、要員がカンボジアに展開して以降、日本政府は武装解除に応じないポル・ポト派への対応をめぐる分裂する関係諸国のコンセンサス形成に積極的に取り組み、カンボジアPKOが選挙プロセスに前進することを強力に支持する安保理決議(792号)を成立させることに成功する¹¹。

しかし、その一方で、安保理決議792号は自衛隊施設部隊を苦境に立たせる遠因ともなった。同決議を受けてカンボジアPKOはその目標を選挙の実施に集中させていく。1993年3月にはUNTAC軍事部門も「選挙部門への安全と支援の提供」を基本方針に据え、自衛隊も含む工兵部隊には「緊急的なインフラの修復を行いながら、選挙のため警戒及び兵站支援を実施」せよとの命令を発した(作戦命令第3号)。だが、その際、自衛隊施設部隊は「選挙活動の支援としての警戒任務は実施できない」旨をUNTAC工兵部隊長に説明し、同部長から了解を得た¹²。このときのことを西元徹也陸幕長(当時)は次のように回顧する。「UNTACの司令部からは軍事部門に対する当然のこととして、選挙監視員の安全確保を要求されました。しかし、『わが国の法律上、そのことは実施できない』ということをして、繰り返し、繰り返し説明せざるを得ませんでした。現地も陸幕も、そういう点では大変つらい思いをいたしました」¹³。

このとき日本政府がUNTAC軍事部門の命令を断ったのは、第一に、ポジティブリスト型式の自衛隊施設部隊の「実施計画」には選挙支援が盛り込まれていなかったからである。これまでも幹線道路や橋の補修を中心とした「実施計画」を越えたカンボジアPKOからの要請(「水の浄化」・「医療」)があった。だが、閣議決定を必要とする「実施計画」の変更には時間がかかり、その都度、他国部隊の間には、自衛隊に対して「同じ命令系統の下で行動しない要員」という不満が生じていた¹⁴。選挙要員の安全確保業務の拒否は、こうした批判を上書きしてしまったのである。

第二に、より根本的な問題として、1992年のPKO協力法には、UNTAC軍事部門からの命令に 대응する「警護」業務がそもそも規定されていなかった。武器使用基準を「自己保存のための自然権的権利」にのみ依拠していた当時は、遠隔地における他国要員の防護

も含みうる警護業務は憲法九条に違反する可能性があったからである。

(2) 【事例②】日本人選挙監視要員の保護

事例①では、UNTAC 軍事部門による選挙支援命令を拒否したケースを紹介した。それとは対照的に、事例②では、日本政府の命令を受けた自衛隊施設部隊が一転して選挙期間中の警戒任務を実施したケースを取り上げる。重要な転機となったのは、ポル・ポト派による襲撃事件が頻発し、選挙期間中に派遣される日本人選挙要員（公務員や民間人）の安全確保が急務となったことであった。

このとき日本人選挙要員はタケオ州に配置されることになったから、同州に駐留する自衛隊施設部隊にその安全確保が期待されるようになった。だが、先述のとおり PKO 協力法には警備業務は規定されていなかった。そこで柳井俊二国際平和協力本部長と畠山蕃防衛庁防衛局長の間で「とにかく日本の選挙監視員達を自衛隊が守れるように便法を考えよう」ということで意見が一致、その結果、「武装した自衛隊員に四輪駆動車で日本の選挙監視要員達のいる投票所に毎日食料品や飲料水を届けてもらい、合せて選挙監視員達と情報交換をやってもらう」という対応策が編み出された。柳井と畠山は、この「便法」は警護には当たらないが「ポル・ポト派にとっては、立派な抑止力になるはず」と考えた¹⁵。

一方、こうした情報収集活動を名目とした事実上の「巡回」業務（PKO 協力法には規定されていたが、当時は PKO 本体業務として「凍結」）の実施についても、現地施設部隊を中心にして、主として以下の3つの問題が提起された—第一に、UNTAC 軍事部門からの命令を断った経緯から、同命令を根拠として業務を実施することはできない。第二に、情報収集活動中の自衛隊員が戦闘に巻き込まれれば応戦せざるを得ず、施設部隊の撤退問題にも波及しかねない。そして第三に、カンボジア PKO の指揮下にある自衛隊が日本人のみを対象としてパトロールを行うことは他国からの反発を招きかねない—¹⁶。

こうした中、1993年5月4日、タイ国境付近のポル・ポト派支配地域であったバンティアイ・ミヤンチェイ州アンピルにて、オランダ歩兵部隊の警護の下で移動中の日本人文民警察官が武装勢力に襲撃され、高田晴行警部補（殉職後警視に昇進）が死去、4人が重軽傷を負った。国内には撤退論が高まったが、宮澤喜一総理はこれを一蹴し、派遣の継続を決断する。だが、宮澤自身、「もしもう一、二人引続いて人が死んだら、私自身の立場も保てたかどうか、実際はわからんな、というぐらいの世論の強さでしたね」と回顧するほど、状況は危機的であった¹⁷。その結果、日本政府は、より一層、日本人選挙要員の安全確保を迫られることになった。そこで宮澤総理の意向を受けた西元徹也陸上幕僚長は、自衛隊施設部隊に対して、以下の6項目の実施を指示した¹⁸。

- ① 必要な治安情報の収集分析と提供。
- ② 平素から実施している緊急時の対応要領の紹介。
- ③ UNTAC から要請のあった場合における要員の輸送、食糧・水などの輸送。
- ④ 施設大隊の本来業務である道路、橋などの状況把握を主体とする治安情報の収集と投票所への立ち寄り、ならびに選挙監視要員との情報交換。
- ⑤ 選挙監視要員の持っているモトローラ製のハンドトーカーの常時傍受と緊急時におけるフランス軍への通報態勢の確立。
- ⑥ 万が一に備えた救急医療チームの編成と待機。

このようにして先述の「便法」は④の情報収集活動として実現することになった。その際、先に掲げた3つの問題点を克服するために、自衛隊施設部隊は、第一に、UNTAC 軍事部門の新命令に依拠するのではなく、あくまでも「実施計画」に依拠すること、第二に、戦闘に巻き込まれることを避けるのではなく、むしろ、日本人選挙要員を保護するために「自ら危険事態に積極的に参加し、自ら正当防衛・緊急避難の状況を作り出すこと」、そして、第三に、現地部隊の判断で、日本人だけではなく他国の選挙要員に対しても均等に情報収集活動を展開することとされた¹⁹。

以上のように未だ凍結されていた「巡回」、あるいは、そもそもPKO協力法では規定すらされていなかった「警護」業務を自衛隊施設部隊は実施した。それは結果として他国の選挙要員やUNTAC 軍事部門から高く評価され、「従来から描いてきた独善的な日本人のイメージを払拭した」との感想すら寄せられたという。だが、その一方で、選挙要員を保護するためにあえて戦闘に巻き込まれることを自衛隊施設部隊に課したことは「支援任務にあたる隊員の危険度を著しく高め、心理的にも極めて緊張した状況を作り出す結果となった」という²⁰。これらの一連の経験が2015年のPKO協力法改正の重要な伏線となった。次に、以上のカンボジアPKOの2つの事例に改正PKO協力法を適用してみたい。

3. 改正PKO協力法によるシミュレーションと課題

(1) シミュレーション

【事例①】UNTAC 軍事部門からの命令を拒否

1993年3月にUNTAC 軍事部門はその基本方針を「選挙部門への安全と支援の提供」に転換、自衛隊も含む工兵部隊に「緊急的なインフラの修復を行いながら、選挙のため警戒及び兵站支援を実施」せよとの命令を発した。

この事例に改正PKO協力法を適用するならば、「巡回」・「警護」を含む「安全確保業務」の実施が想定される。ただし、「安全確保業務」の付与には「実施計画」の変更だけではなく、派遣前の国会承認が必要である(第6条第7号)。したがって、1993年3月の段階での第一次施設部隊への任務追加は現実的ではなく、同年3月に交代した第二次隊か、増援部隊(普通科)に新任務を付与する可能性が考えられる。

この国会承認の過程で論点となるのは、「紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されており、国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこない」という、「安全確保業務」の前提となる条件の有無であろう。この点、当時の日本政府は大局的に見てポル・ポト派は受け入れ同意を維持していると判断しており、これに依拠すれば「安全確保業務」は可能である。だが、紛争当事者(パリ和平協定に調印)であるポル・ポト派は、少なくとも「国家に準ずる組織」であることは間違いない。したがってポル・ポト派による日本人文民警察官襲撃事件は「安全確保業務」実施を難しくしたのであろう(ちなみに日本政府も国連も同事件の首謀者をポル・ポト派とは断定しなかった)。したがって、国会承認には「7日間」という努力目標があるが(第6条8号)、5月の選挙までの国会承認と新任務付与が間に合う可能性は低かったと思われる。

【事例②】日本人選挙監視要員の保護

日本政府は日本人選挙要員の安全確保を重視、その意向を受けて陸上幕僚監部は自衛隊

施設部隊に「実施計画」に依拠した「情報収集活動」や「救急医療活動」（事実上の「巡回」・「警護」業務）の実施を命じた。

事例①を踏まえれば、改正PKO協力法を適用してもUNTAC軍事部門からの命令に従うことは難しかったと思われる。したがって、事例②でも、「実施計画」の枠組みに依拠して、「情報収集活動」（事実上の「巡回」・「警護」）を行わざるを得ない可能性が高い。

もっとも、先述の陸幕長が自衛隊施設部隊に指示した6項目の中の「⑥万が一に備えた救急医療チームの編成と待機」に関しては、国会承認を必要としない「駆けつけ警護」が適用できる。この救急医療チーム（4個チーム、総勢34人）は襲撃された投票所に救出に向かうことを目的とする、まさに「駆けつけ警護」専任チームであった²¹。同チームの主力がレンジャー出身隊員であったことから分かるように、それは救出活動という極めて危険な任務を想定したチームであり、「情報収集活動」以上に法的根拠は曖昧だったといえる。だが改正PKO協力法により、「情報収集活動」を通じて無理に危険に巻き込まれなくても、選挙要員等の要請に基づく救出活動が可能となった。

だが、ここで問題になるのが、先に挙げた「駆けつけ警護」の条件である。まず、先述のとおり、選挙直前のカンボジアではポル・ポト派が攻勢を強めていたから、「安定的な受け入れ同意の維持」が存在すると判断するのは困難だし、そもそも「国家又は国家に準ずる組織」たる同派の襲撃に対しては救出に向かうのも無理であろう。また、「正当防衛または緊急避難」の場合に限られた危害射撃では、瞬時の判断を必要とするポル・ポト派の様な武装集団への対処が難しい²²。加えて前節で紹介したように、仮にUNTAC軍事部門からの命令は拒否したにもかかわらず（事例①）、日本人選挙要員のための「駆けつけ警護」は実施したとすれば、他国要員や国連からの批判が巻き起こったかもしれない。

（2）改正PKO協力法の課題

以上のカンボジアPKOの事例研究と、そこに改正PKO協力法を適用したシミュレーションを通じて以下の点が確認できる。まず、カンボジアPKOにて国連および日本政府が自衛隊施設部隊に命令したものの、未だその法的根拠がなかった活動は、「安全確保業務」と「駆けつけ警護」によって少なくともその外形は整えられたといえる。

しかし、その実際の運用に関してはいくつかの課題がある。第一に、PKOの命令に基づく「安全確保業務」に必要な国会承認の問題である。カンボジアPKOの事例のように、PKOのマンデートが一変した際には、それに即応して「安全確保業務」を現地部隊に新たに付与することは無理であり、また、国民的支持の確保を考慮すれば拙速な国会承認も好ましくない。

第二に、「安全確保業務」および「駆けつけ警護」に必要な条件をクリアすることの難しさである。たとえば、条件の一つである「安定的な受け入れ同意の維持」の存在は、カンボジアPKOのケースでは認めるのが難しかったといわざるを得ない。極端な言い方をすれば、改正PKO協力法は、最も必要とされる時に「安全確保業務」・「駆けつけ警護」ができないという矛盾を孕んでいる。

第三に、日本と国連の2つの指揮系統に関する問題である。シミュレーションからは、自衛隊部隊が国連からの要請（「安全確保業務」）は拒否する一方、「駆けつけ警護」により邦人救出は実施するという矛盾した行動を取る可能性があることも明らかとなった。

おわりに—政策提言

以上3つの課題を克服するための簡単な政策提言を行って本報告を締めくくりたい。第一に、少なくとも「強化されたPKO」に自衛隊が参加する場合には、あらかじめ「安全確保業務」の国会承認を取り付けておくということを提言する。カンボジアPKOという限られたケースからの教訓ではあるが、自衛隊施設部隊であっても現地国連指揮官から警護活動を命令される可能性はある。もつとも、必ずしも最初から「実施計画」に「安全確保業務」の細目を定める必要はなく、状況変化に合わせて適宜、「実施計画」に追加すればよいだろう。だが、そのためには、事前の国会承認が必要なのである。

第二に、この「安全確保業務」の国会承認を得るためにも、その建設的な議論の基礎となる「PKO大綱」のような包括的な政策大綱、あるいは、自衛隊施設部隊のPKOドクトリンを準備しておくことを提言する（欧米を初めとするPKO部隊提供国は自国のPKOドクトリンを整備している）²³。そこで明らかとされる日本型PKOモデルの中に武器使用の問題を位置づけることで、ともすれば憲法九条の解釈論に終始しがちな国会審議に奥行きのある政策論議を導入することが可能となろう。

第三に、PKOに限定した集団安全保障に関する憲法九条解釈の変更を提言する。「安全確保業務」に関する国会審議の論点となることが予想される武器使用基準をめぐる種々の問題や、二重の指揮系統の問題は、つまるところ海外での武力行使を一律に禁じた現行の憲法九条解釈に起因する。PKO協力法のさらなる改正では、これらの問題にはもはや対処しえない。そこで、ここで提言するのは1960年代に内閣法制局が一時検討していた憲法解釈の導入である。当時、内閣法制局は、国連が自らの意思で行う武力行使は憲法九条の適用範囲外であり、したがって、日本が「国連軍」に参加しても憲法に抵触しないという判断を下していた。内閣法制局は、この「国連軍」の定義を①国連決議があること、②国連が指揮権を持ち経費を負担していること、③国連加盟国間あるいはその内部の事態への対処であることとしていたから、武力行使を行うPKO（当時はコンゴPKO [ONUC] が想定されていた）参加も合憲となるはずであった（結局、この検討作業は表面化することなく、棚上げされて今日に至る）²⁴。この内閣法制局の解釈を再検討すれば、国連の指揮系統が明確なPKOへの参加に限っては、それが武力行使を伴うものであっても、憲法九条で禁止されていないとの解釈を立てる余地は残されていると思われる²⁵。

— 注 —

¹ たとえば、自衛隊を活かす会編著『新・自衛隊論』講談社、2015年、篠田英朗「自衛隊PKO派遣の論議がいつもモヤモヤしたものになる理由」（2017年1月9日）『現代ビジネスホームページ』[<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/50645>]（2017年2月22日アクセス。以下、インターネットからの引用は全て同日）、富澤暉『駆け付け警護』と『宿営地の共同防護』（2017年1月7日）『新潮社 Foresight ホームページ』[<http://www.fsight.jp/articles/-/41897>]、林吉永「南スーダン派遣隊を悩ます『2つの指揮系統』」（2016年11月30日）『新潮社 Foresight ホームページ』[<http://www.fsight.jp/articles/-/41775>]、本多倫彬「平和安保法制成立：現代の国連PKOに自衛隊はどう参加するのか」（2015年10月1日）『キャノングローバル戦略研究所ホームページ』[http://www.canon-igs.org/column/security/20151001_3316.html]。藤重博美「国連平和維持活動の潮流と日本の政策—5つの政策課題における『PKOギャップ』に注目して」『国際安全保障』第43巻第4号、

- 2016年3月。
- ² 佐藤智美「自衛隊におけるPKOの再検証と『カンボジア方式』の展望—西元オーラル・ヒストリーを中心に」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、村上友章「カンボジアPKOと日本—『平和の定着』政策の原型—」『軍事史学』第42巻第3・4号。
 - ³ この点に関しては黒崎将広「『駆け付け警護』の法的枠組み自衛概念の多元性と法的基盤の多層性」『国際問題』第648号、2016年1・2月が詳しい。
 - ⁴ 本多倫彬「国連の平和活動の新展開とエンジニアリング・ピース」『KEIO SFC JOURNAL』Vol.15, No.2, 2015, Arthur Boutellis and Adam C.Smith, *Engineering Peace: The Critical Role of Engineers in UN Peacekeeping*, The International Peace Institute, 2014, [https://www.ipinst.org/wp-content/uploads/publications/ipi_e_pub_engineering_peace.pdf].
 - ⁵ 本多「平和安保法制成立」。
 - ⁶ 日本型PKOモデルに関しては、山本慎一、川口智恵、田中（坂部）有佳子編『国際平和活動における包括的アプローチ—日本型協力システムの形成過程』内外出版、2012年、上杉勇司、藤重博美、吉崎知典、本多倫彬編『世界に向けたオールジャパン 平和構築・人道支援・災害救援の新しいかたち』内外出版、2016年を参照。
 - ⁷ 須田道夫「『ブラヒミ報告』以降の国連平和活動による『力の行使』の検証—自衛隊による今後の国際平和活動への含意—」『国際安全保障』第36巻第1号、2008年6月、172頁。
 - ⁸ この点に関しては、林「南スーダン派遣隊を悩ます『2つの指揮系統』」を参照。
 - ⁹ *Report of the High-level Independent Panel on peace Operations*, A/70/95-S/2015/446.June 17, 2015. もっとも同報告書は免責事項の課題を指摘する内容となっている。
 - ¹⁰ 総理府国際平和協力本部「カンボディア国際平和協力業務の実施の結果」1993年11月。
 - ¹¹ 池田維『カンボジア和平への道 証言日本外交試練の5年間』都市出版、1996年。
 - ¹² 村上「カンボジアPKO」143—144頁。
 - ¹³ 防衛省防衛研究所戦史部編『西元徹也オーラル・ヒストリー 下巻』防衛省防衛研究所、2010年、83頁。
 - ¹⁴ 神余隆博『国際平和協力入門』有斐閣、1995年、234頁。
 - ¹⁵ 柳井俊二「PKOの戦友、畠山蕃さんを偲ぶ」畠山襄編『畠山蕃の生涯 やんちゃに筋を通した優等生』2005年、155頁。
 - ¹⁶ 陸上幕僚監部編『カンボディアPKO派遣史資料集その二』陸上幕僚監部、1995年、56—57頁。
 - ¹⁷ 村上友章「宮澤喜一：冷戦を越えた『吉田路線』」増田弘編著『戦後日本首相の外交思想』ミネルヴァ書房、2016年参照。
 - ¹⁸ 佐藤「自衛隊におけるPKOの再検証」75—88頁。
 - ¹⁹ 村上「カンボジアPKO」144—146頁。
 - ²⁰ 同上。
 - ²¹ 佐藤「自衛隊におけるPKOの再検証」79—80頁。
 - ²² 「武装集団に対処せず駆け付け警護で政府検討」『毎日新聞』2016年2月21日。
 - ²³ 各国の最新のドクトリンについては、Cedric de Coning, Chiyuki Aoi and John Karsrud, eds., *UN Peacekeeping Doctrine in a New Era: Adapting to Stabilisation, Protection and New Threats*, Routledge, 2107が参考になる。
 - ²⁴ 村上友章「国連安全保障理事会と日本1945～72年」細谷雄一編『グローバル・ガバナンスと日本』中央公論新社、2013年、200—201頁、細谷雄一『安保論争』筑摩書房、2016年、174—177頁。
 - ²⁵ 内閣総理大臣の下に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（いわゆる「安保法制懇」）は、この内閣法制局解釈も引用しつつ、PKOのみならず国連多国籍軍への参加も可能とする憲法九条解釈を提唱する。『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』2014年5月15日、2、7、8、37頁。